

令和2年11月16日(月) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	小口 俊明
副委員長	稗田美菜子	
委員	藤田 貴裕	議長	石井 伸之
”	藤江 竜三	副議長	望月 健一
”	住友 珠美		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 最終本会議の議事運営について

- (1) 議事日程(第2号)案について
- (2) 議案等の取扱いについて
- (3) 令和3年中の一般質問発言通告申出書について

2. 懸案事項について

午前9時58分開議

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。最終本会議に向けた議会運営委員会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【石井伸之議長】 皆様、おはようございます。本日11月16日は佐藤一夫前市長の命日ということで、私も先ほど佐藤前市長の墓前に手を合わせに行ってまいりました。佐藤一夫前市長が5年半にわたる市政の中で様々な案件で種をまいた施策が永見市長の下で、あるものは芽吹き、そしてあるものは大輪の花を咲かせたかと思えます。

そういった中で、各委員におかれましては、この最終本会議に向けて議会運営委員会にお集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。この第4回定例会におきましても大変重要な案件がございますので、各委員の立場、各委員の考え方に沿って審議に精励を頂きますよう、心からお願いを致しまして、冒頭の議長挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。各常任委員会では慎重な御審査を頂きまして、誠にありがとうございました。また、本日は最終本会議に向けて、議会運営委員会を開催していただきました。感謝申し上げます。

本定例会におきましての新型コロナウイルスへの対応として、本会議、各常任委員会の運営について御配慮いただき、誠にありがとうございました。市と致しましても、引き続き適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じてまいります。

では、初めに追加提出案件についてですが、去る10月26日の議会運営委員会で準備が整い次第、提出させていただくこととしておりました2件の人事案件につきましては、第88号議案国立市監査委員選任の同意について、第89号議案国立市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを追加提出させていただきました。

以上の外、職員団体との協議が調い次第、提出することとしておりました職員給与関連議案につきましては、東京都人事委員会からの給与の勧告が遅れておりますことから、提出を見送らせていただきます。

最後に、補正予算案についてでございますが、高齢者施設及びしょうがいしゃ施設の職員等を対象に実施するPCR検査費用の助成を行うため、第87号議案令和2年度国立市一般会計補正予算（第10号）案を追加提出させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進行してまいります。



議題1. 最終本会議の議事運営について

(1) 議事日程（第2号）案について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、最終本会議の議事運営について、(1)議事日程(第2号)案について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程案について御説明を申し上げます。お手元に御配付いたしました令和2年第4回定例会議事日程(第2号)を御覧願います。

市長提出議案は15件、議員提出議案が2件、陳情が1件、外に国立市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙が1件ございます。合計9件でございます。議事日程の登載順序につきましては、前例に倣い登載いたしております。

日程第13、第87号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第10号)案から、日程第15、第89号議案国立市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、追加提案をされたものでございます。

日程第18、議員提出第8号議案日本で最初に個人情報保護に関する条例を制定した自治体として、法律による自治体の個人情報保護制度の標準化について慎重な検討を求める意見書案及び日程第19、議員提出第9号議案日本学術会議会員推薦者任命拒否の撤回を求める意見書案につきましては、所定の手続により提出されたものでございますので、前例に倣い登載いたしております。議事日程(第2号)案につきましては以上のおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(2) 議案等の取扱いについて

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(2)議案等の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いについて御説明を申し上げます。

日程第9、第83号議案国立市障害者センターの指定管理者の指定についてから、日程第12、第86号議案くにたち福祉会館の指定管理者の指定についてまでの4議案につきましては、一括議題とし、採決につきましては別個採決とする扱いをお願いいたします。

日程第13、第87号議案につきましては、追加提案されたものでございますので、即決の扱いをお願いいたします。

日程第14、第88号議案及び日程第15、第89号議案につきましては、人事案件でございますので、先例に倣い提案説明を行った後、質疑、委員会付託、討論は省略し直ちに採決に入り、採決は無記名投票で行うこととなります。

日程第16、国立市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてにつきましては、選挙の方法として指名推選と投票の2通りがございますが、前例ではいずれも投票により選出をしております。その方法は、単記無記名投票で行い、上位4名を当選とする扱いとなります。得票数が同数になった場合は、くじ引で決めることとなります。

なお、得票数が同数の場合、五十音順にて御報告をさせていただきたいと存じますが、ここで選挙の方法と併せて御確認をお願いしたいと思います。

日程第18、議員提出第8号議案及び日程第19、議員提出第9号議案につきましては、提案説明、質疑、討論、採決の扱いによりお願いしたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 10号補正について聞きたいんですけど、質疑は事前通告でしたっけ。

○【内藤議会事務局長】 最終本会議の即決は事前通告はございませんけども、議会の申合せで事前に調整・対応を行っていただくという確認がされているところで、事前通告自体はございません。

○【高柳貴美代委員長】 ほかにございますか。（「同じことでした」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(3) 令和3年中の一般質問発言通告申出書について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(3)令和3年中の一般質問発言通告申出書について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 令和3年中の一般質問発言通告申出書を事務局に準備させていただきます。年明けの1月4日から受付を致しますので、事務局にお越しいただきたいと存じます。

第1回定例会につきましては、例年本会議2日目に市長施政方針表明に対する会派代表質問を行い、その日はそれで終了いたしまして、本会議3日目から一般質問を行っております。その例に倣いますと、令和3年第1回定例会の一般質問は3月1日月曜日から行うこととなります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

ここで事務局より報告等がありますので、発言を許します。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お時間を頂きまして、誠にありがとうございます。御報告でございます。

議事日程には登載をされておきませんが、本定例会が市長の任期最後の定例会になりますので、全日程終了後、任期最後の市長御挨拶が入ることとなります。御承知おきいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長の御報告のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

最終本会議の議事運営についてが終了いたしました。市長をはじめ当局におかれましては、御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。



議題2. 懸案事項について

○【高柳貴美代委員長】 それでは、議題2、懸案事項についてに入りたいと思います。

まず、決算特別委員会の際の職員の皆様からの御意見を聴取してほしいという、皆様からの御要望がありました。石井議長より竹内副市長にお願いしていただきまして、私も御一緒に12日に、石井議

長とともに職員の皆様の思いを直接お伺いする場をつくっていただきまして、伺うことができました。そのときの模様を議長より、よろしく願いいたします。議長。

○【石井伸之議長】 皆様、発言の機会を頂きましてありがとうございます。先ほど委員から報告がございましたとおり、11月12日、福祉保険委員会終了後の夕方に市長及び副市長より回答を頂きました。市議会における委員会のオンライン開催に関する検討ということで頂戴を致しました。市議会より依頼のあった表記の件について、庁内に意見を求めた上で、集約をしたとのことです。

大きな1番と致しましては、決算特別委員会の質疑で通告制を採用したことについて、このことにつきましては、事前通告制を採用していただいたことで委員会室内における密集が避けられ、感染症対策としての効果とともに、管理職だけではなく、資料を作成する一般職を含め、一定の業務負担軽減効果が見られました。今後についても、事前通告制を採用していただければありがたいという形でまとめられております。

そこで、あと管理職から主な意見ということで、私のほうで聞き取って、メモしたところも報告をさせていただきます。

1つ目と致しまして、業務負担が軽減されたことによって、課のマネジメントをはじめ、他の業務に時間を充てることができました。2つ目と致しましては、通告数が多く、実際には時間の都合で質疑されない場合にも、答弁に備えて待機する必要がある、担当課長が待機場所に密集している状況が見られた。3番目と致しましては、待機する課長の三密を防ぐために、より具体的な通告内容にしていればありがたいとの意見もございました。また、通告制の御配慮は、女性管理職の登用にもつながりやすいとの意見も伺ったところでございます。

続きまして、大きな2番として、委員会をオンライン会議で行うことの可否について、この件について報告させていただきます。

技術的な課題の解決を前提とし、オンライン会議による委員会開催については、感染症予防や効率化の観点から実施していただければありがたいという形でまとめられております。

そこで、管理職から、主な意見として3点メモしてまいりました。1つ目と致しまして、機器や通信回線の状況によって、円滑な委員会運営に支障が出ないように配慮する必要がある。2つ目と致しまして、オンライン会議の実施方法に応じ、出席説明員側の対応方法を検討する必要がある。3つ目と致しまして、行政のデジタル化が強く求められている中で、他の感染症発生時や火災発生時の非常時も想定し、このような取組を推進することには意義があるという形で御意見を頂いたところでございます。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今の議長からの御報告で当局の考え方が分かったと思うんですけども、今の議長からの御報告を聞きましての御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。住友委員。

○【住友珠美委員】 議長、御報告ありがとうございます。今聞かせていただきまして、ちょっとメモを取ろうと思ったんですけども、さすがに多岐に及んでいるなというところが印象でございましたし、確かに三密も避けられたことなど、何種類かお話が出ていたと思いますので、ぜひこれ紙ベースにいただきまして、私たち議運のメンバーだけではなく、全議員にも配っていただいて、どんなことがあるかというところで、紙ベースを頂きたいと要望いたします。

○【内藤議会事務局長】 私も同席させていただいて、市長、副市長から口頭で頂いたということもございますので、今、議長からお話をさせていただきました、その委員会記録を起こさせていただきます。

て、こちらを各議員さんにお配りをさせていただければと思います。あの内容は全く同じになるのではないかと考えておりますので、その点、御理解を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○【住友珠美委員】 ぜひ起こしていただきまして、よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。じゃ、そのようにさせていただきます。何かあれば。

○【藤田貴裕委員】 今、議長から御報告を頂いたんですけども、分からない点が2つありまして、業務の負担軽減につながったとおっしゃいましたけど、その理由がよく分からない。個人的には随分、答弁書みたいなのが増えて、かえって業務が増えていたのかなと思っていましたので、減っていたんだったら、その理由がもし分かれば。

もう一点が、通告制によって女性管理職の登用につながるという話がありましたけども、分かるような分からないような、なぜそういう話になったのか、この2点分かれば教えていただきたいです。

○【石井伸之議長】 まず、業務軽減につきましては、質疑項目が絞られ、各議員の質疑が分かることによりまして、その質疑をしっかりと各議員と意見交換をする中で、また各議員の御意見をしっかりと頂戴する中で、答弁書を作成することができたことによりまして、つまりこれだけ幅の広い範囲のところを絞った形で答弁書を作成することによりまして、業務の軽減が図られたという御意見というふうに承っております。

また、女性職員の件につきましては、これはあくまでとある管理職さんの意見ということで頂いているところですので、その辺は恐らくそれぞれの主観も入ることなので、確かに全部が全部というわけではないんですが、そういった御意見もあったというような形で御理解を頂ければと思います。

○【小口俊明委員】 ありがとうございます。今回の議会の対応ということでの行政サイドの受け止めというのは非常に参考になります。

それで今、議長から御報告のあった中で私が分からなかった部分は、通告は三密を防ぐことにおいて効果があったという御報告が冒頭ありました。その後、幾つかのお話の後に、通告が数多くあって、当日、実際に通告はあったけれども、質疑がなかったという場面もあったということにおいて、関連して待っている職員、通路においてでしょうね、あるいは隣接の控室でしょうか、そういう委員会室外で待っている職員のところに密が見受けられたとおっしゃったかな、密が見られたということですかね、そういう2つのお話がありました。

冒頭は三密防止効果ありと。後半では控室等で密がありました。違う話が出てきていて、これほどのように我々は受け止めればいいのかないかなというところが分からなかった。

○【石井伸之議長】 前半の部分は、委員会室内で最大59名の方が、特に歳入や初日の質疑では、大変多くの出席説明員が出席しなければならなかったところ、通告制を採用したことによって12名に、委員会室内の密は避けられたというところをお話いただきました。

ただ、その一方で、先ほど小口委員がおっしゃられたように、では、管理職の方が待機をする場所、特にその隣の編さん室の中でどうしても職員の方が待機する、その場面でもうやら多くの方が待機をされ、そして答弁に備えていたということが密になってしまったといった話を頂きました。

○【小口俊明委員】 簡単に言うと、通告をすることによって委員会室は三密が防げたと。しかしながら、一方で、控えている職員さんは委員会室外で控えていて、そこにおいて密の状態があったというところなのかなというふうに受け止めました。

そうすると、通告をしたから、控えのほうで密になったということではなくて、委員会室に入れな

い職員さんがいて、その皆さんが密になっていると。通告ありなしにかかわらず、そういう状況はあると。そういう受け止めでいいんですか。そのように思いましたけど、どうでしょうか。

○【石井伸之議長】 おっしゃるとおりです。

○【藤江竜三委員】 今の御報告を聞きまして、一定程度の成果があったんだなという感想を持ちました。また、私が聞くところによりますと、通告をすることで質疑が絞られることによって、ふだんですと、想定質疑を全項目の中から全て用意して、当たるか当たらないかも全く分からない中でそういった作業をしなくてはならないとなりますと、それは業務負担であったけれども、今回は通告されているから、その範囲内でより深めていかななくてはならないということにすることによって、当たるか当たらないか分からないところで準備をする必要がなかったのが、課のマネジメントに注力することができたという話を伺っております。そう考えますと、通告をすることによって業務の効率化は図られたんじゃないのかと考えております。

また、今回は必要な出席説明員だけに絞ったことで、その点でも出席する必要がない場合、出席する必要がある場合で全く違うわけですから、そういった面は今後も続けたほうがよいのではないかと、という話も伺っております。

こういった業務改善をしつつ、コロナ対策をしていくというのは、一定の有効性があったのではないかと考えております。

○【稗田美菜子委員】 調査していただいてありがとうございます。ほとんど皆さんがおっしゃられたとおりで、もしかしたら重なっちゃうかもしれないんですけど、待機場所に密が見受けられたというのは、通告が多岐にわたったからというのと関連してということだったんですか。

○【石井伸之議長】 稗田委員がおっしゃるところが、恐らく一番の要になるところだと思います。入替えというところを考えると、どうしても待機をしていなければならない、多くの管理職の方が編さん室で待機をしていたというところから、どうしても密になってしまったと聞いております。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 それでは、副議長はどうでしょうか。

○【望月健一副議長】 議長に個人的に伝えてありますので、それでお願いします。

○【高柳貴美代委員長】 暫時休憩とさせていただきます。

午前10時25分休憩



午前10時51分再開

○【高柳貴美代委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。懸案事項に戻りたいと思います。

今、暫時休憩中により深く皆様より御意見を頂き、協議を進めてまいりました。職員の皆様から聴取させていただいた御意見、議長よりお話しいただきましたが、その発言内容をしっかりとまとめまして、皆様に書面としてお配りするということを確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、前回は議会運営委員会資料No.6を中心にお持ち帰りいただき、各交渉団体で再度協議いただくことを確認しました。このことについて御報告等を頂きたいと思います。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 それでは、私たちの交渉団体で議論を致しました。うちの交渉団体は、言って

いるとおり、オンラインを積極的に進めるという方と反対という方がおりますので、相当丁寧にやっていただきたいということは、再三再四この場でも述べさせていただいたとおりだと思います。

そのとき一足飛びに、オンライン予算特別委員会だとか、決算特別委員会だとか委員会というのは無理なので、まずは議会基本条例にのっかって市民の皆さんの意見を聴いたり、あるいはオンラインでの意見交換をして、それなりにステップを踏みながらやったほうがいいというのは提案させていただいたところであり、これは私にとって地ならしを兼ねてやらせていただいたというふうに考えていました。

昨今の広聴委員会の中で、オンラインで市民との意見交換をしようかという提案をした際に、それについては慎重であるべきとか、課題があるということで、なかなか取り入れられなかったことがありました。

なぜそこで市民との意見交換をオンラインでできないのか、できないことを何で委員会でやるんだと。そこは私たちは非常に理解に苦しむところでありますし、議会でやろうという一歩踏み出す過程の中で私たちはやっているわけで、せっかく魚心を出したにもかかわらず水心なく、にべもなくお断りをされた。このことに非常に憤りを感じると同時に、それであれば現段階でオンライン委員会はやる必要はないと考えておりますので、条例改正については全くやる必要はない、オンラインについてもやる必要はないんじゃないのと考えております。

職員の密を防ぐためにやるという話は非常に分かりますけども、実際、1階の福祉の職場に監査の実地調査で行きましたけれども、非常に密でしたね。委員会室の予算特別委員会の歳入の密よりも、今の一般の職員の職場のほうがよっぽど密ですので、その解消をするほうが先なのかなと。普通の予算特別委員会の中の、あるいは決算特別委員会の中の密を解消するより、議会としてもう一歩先にやることがあるのかなと感じました。

また、広聴委員会の中でインターネットを通じた市民との意見交換、あるいは団体さんとの意見交換、これは議運の議題に連動すると。わざわざその様子を傍聴された方がうちの交渉団体にいたわけですけども、そういうことを明確にした中、オンラインでの市民の意見交換についてはやらないということに関して、ほかの交渉団体はどのように思ったのか、そのこともぜひ私はお聞きしたいと考えております。

以上の結果、地ならしをしてきた者としては、非常に憤慨ということでありまして、こんな状況で交渉団体をまとめることは当然できませんので、7人の意見の総意として時期尚早だという結論に達しております。

○【小口俊明委員】 私どもはこの条例に関する意見というところは考えをまとめてきたわけでありましてけれども、それ以前に、藤田委員から各交渉団体の考えはどうなんだろうというお話がありましたので、まずはそれについて少し触れておこうかなと思います。

うちの交渉団体としては、議運で委員会におけるリモートをしていこうということと、一方、広聴委員会で市民から意見を聴く場面において、これは会議というよりは市民の意見を聴く会という会、集まり、これをリモートでするかしないかということについては、全く異なる状況下におけるそれぞれの取組だろうというふうに我が交渉団体としては考えています。

また、条例に絡めて言うと、我々が目指している委員会のリモート化は、条例を変えないと実現できません。一方、広聴委員会さんで行われる市民の意見を聴く会は、条例は無関係と私は認識しています。条例にかかわらず可能な体制がつくられるのであれば可能でしょうし、可能でない状況であれ

ば難しいでしょうし、そういうものだろうと思います。

さらに申し上げますと、我々が目指している委員会の在り方というのは、決められた委員がいて、かつその質疑に対応する説明員さんが決まっています、全体の枠組みが明確です。一方、私が聞いている範囲でも、これまでの経験でも、市民の意見を聴く会の場合には、広く市民に開かれた場でありますから、どのような方々が来るのかという枠組みがなかなか定めにくい状況があるかなと思います。また、委員会のように通告とか質疑のやり取りとか、その辺の取決めが、市民の意見を聴く会ではどなたに発言していただくのか、あるいはテーマは決めますけれども、そのやり取りの場面をどのように枠組みをつくるかという難しさはあるのかなと理解をしているところであります。

その辺のもろもろのことを広聴委員会さんは検討なさっての結論なのかなと受け止めているところであります、それは広聴委員会さんのお話の中でなさっていることで、我々議運としては我々の範囲の中で密を防ぐためのオンライン化のためにはどうするか、そしてその実現のためには条例をどのように変えようかというところを協議している。そういう理解をしておりますので、私はこの後、我が交渉団体の条例の変更の検討の結果を報告したいと思います。

前回、議会運営委員会資料No.6の中で、他市、他団体の事例と総務省の技術的助言の資料を頂いておりました。当初考えていた大阪の事例からすると、我々が最初目指していたように、介護とか育児、出産、その辺も含めたトータルの中でのオンラインという条例化を目指そうと。私もそういう認識でおりましたけれども、この間頂いた総務省の技術的助言の第二弾のところを確認してみますと、もう一段絞られた形での文面になっていました。参加が困難ということが前提で、これは当初から言われていることでありますけれども、さらに1か所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難という条件がつかまりました。そうすると、そのことからすると、最初考えていた議会運営委員会資料No.6の1ページ目の第14条の2第1項第1号と第2号のところからすると、第1号までは第二弾の総務省見解でクリアできるけれども、第2号のところはなかなか難しさが生じてくるなと思いました。

したがって、もし皆さんで同意ができていく方向ということで考えるならば、第1号をベースに条例の改正を検討していったらよろしいのかなと思います。さらに付け加えて申し上げますと、我々この委員会を行うについては、条例を変えなければ行うことができないという中で、これは単に別室でのリモートという内容を目指した内容の条例ではなくて、こうした災害時にも、いわゆるコロナ禍ということも災害というふうに捉えた中での災害時においても、リモートで会議をする。そのことによって、そこに参加する決算特別委員会、予算特別委員会にも我々委員が議決権を行使する中で、会議として成立をするというところを整えるための条例改正ということであると。そういう認識で、第1号をベースに考えたらよろしいかなと思いました。

○【藤江竜三委員】 私どもの交渉団体も、この委員会資料の第1号のところまでを条例化していくべきではないかなと考えております。社会的な要因、つまり大規模な災害であったり感染症の蔓延、そういった個人ではどうしようもできない範囲で様々な問題が生じたときに、オンラインを使えるようにしておくということは、リスク分散の観点から重要なことであると考えております。

また、今後のことを考えますと、個人的な理由である病気であったり、看護、介護、育児、これは個人であっても避けては通れない要因なので、しっかり話し合っていかなければならない問題ですけれども、社会が混乱してしまっているときに、全体でどういったことができるのかといったことを準備しておく必要があるということで、まず第1号をベースに考えていくべきだろうという意見でま

まっております。

○【住友珠美委員】 先にオンラインのほうから話をさせていただくと、私たちも第1号と第2号は、前々から述べているように性質が違うものであるし、丁寧にやっていかなければいけないというところを出発点で考えますと、先ほど小口委員もおっしゃっていたように、総務省見解にすると、災害時といったところで考えますと、まず第1号の条例化ということが第一に考えられるところではないかと思うんですが、かといって第2号については、話し合わないかという、私はこれもまたちょっと、コロナの災害時とか、そういったところとは全く違う次元の話合いとしては持つべきではないかと思えます。

というのも、働き方が今後、多様化していく中で、介護であったり、育児であったり様々な要因がありながら、今、社会においてもそういう中で働いている方ってたくさんいらっしゃると思うんです。その中、どうやったら議会に参加できるのかということはずごく大事な視点だと思っております。

しかしながら、これは皆さんの御意見の中で決めていくことではありますけれども、まず一致点から条例化を図っていくことが大事ではないかと考えているところです。しかしながら、第2号が必要ではないという意見ではございません。

○【稗田美菜子委員】 交渉団体として藤田委員が発表してくださったとおりなので、それ以上特に付け加えることはないんですけども、広聴委員会の中で市民の皆さんとのオンラインでの意見交換会はできない。けども、こちら側はできるというのは整合性が取れないのかなというのは分かるので、その理由は何なのかというのはきちんと明確にすべきだと思いますし、今、小口委員からは現段階での御説明を頂きましたけども、他の交渉団体からなかったの、どういうふうに……。

1回だけ議論があったということじゃないというふうに聞いています。広聴委員会の中で、市民の意見を聴く会のオンライン化について1回だけで何かがあったわけではなく、それまで様々な議論があった中で今に至っているということを知りましたし、藤田委員も先ほどおっしゃっていましたが、それまで丁寧にやっていくということを議運の中でも説明していた。全体で進めていこうという話だったのに、片方でそうでなかったということは非常に残念だと思いますし、それについてはきちんとみんなが納得できる上で進めていかないとよろしくないと思いますので、そのてんまつはどうだったのかということは明らかにしていただきたいと思えます。

○【住友珠美委員】 ただいまの広聴委員会のことで、実はうちの交渉団体では割れたんです、話の中で。というのは、お話を聞きまして、全く別の性質である中で別に考えるべきであろうと。

という中では、広聴委員会をオンラインじゃなくて、しないという選択肢もあるのではないかと、御意見があるのと、また逆にこれは全て議会として行われることであれば、全て整合性を取っていくべきではないか。そうすると、オンライン開催のところはもう少し煮詰めていくのか、やっていく方向性にするのか、それは議運の中ではオンライン開催というのを進めているにもかかわらず、進めないというのはどうなのかという意見もあって、実はその2つに分かれてしまっていたので、うちのほうでは今日、議運でのお話を聞いて持ち帰り、またさらに再検討させていただこうかなというところだったんですけども、これは今すぐに交渉団体の結論を言わなければまずいでしょうか。

○【高柳貴美代委員長】 大丈夫です。今の大体の御意見で結構です。

○【住友珠美委員】 よろしいですか。では、うちのほうは今、そのようになっております。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

じゃ、ここで休憩を取らせていただきます。

午前 11 時 9 分休憩



午後 0 時 2 分再開

○【高柳貴美代委員長】 それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。

休憩中に皆様に協議を頂きまして、いろいろな御意見を頂きました。

そして、確認事項として 1 点申し上げさせていただきたいと思います。今後、日にちを決めて、広聴委員長より事実確認をしっかりとさせていただき、それをまとめて次回皆様にお伝えさせていただきたいと思います。それを確認事項とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○【高柳貴美代委員長】 それでは、以上をもちまして議会運営委員会を散会と致します。

午後 0 時 2 分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年11月16日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代